

共通到達度確認試験（仮称）試行試験の準備状況について

共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）については、昨年10月に取りまとめられた中教審大学分科会法科大学院特別委員会の提言等を受けて、現在、文部科学省において、以下に掲げる通り導入に向けた準備作業に着手・推進しているところである。

1. 26年度の試行試験について

- 確認試験の導入に向けた検討等に資するため、本年度以降、試行試験に取り組むこととしており、まずは本年度の試行については概ね以下のような形で実施することを予定している。

（実施体制）

本年度は、文部科学省の委託事業を受託した東京大学を中核に、京都大学及び一橋大学の参画を得て、試行試験を実施することを予定。

（試験実施の予定時期）

平成27年3月中旬を目途に調整。

（試験科目・試験方式）

「憲法」「民法」及び「刑法」の3科目を対象に実施予定。

（対象校・対象学生）

- 上記3大学とともに、現在募集中の参加希望の法科大学院を加えて実施予定。
- 法学未修者1年次生を対象。

（試行試験の結果分析）

試行試験の実施結果を踏まえ、共通到達度確認試験（仮称）で判定すべき学修到達度の水準、試験問題の内容や難易度、試験結果を学修指導・進路指導に活用する方法等について検証を実施する予定。

2. 文部科学省における調査検討会議の設置について

- また文部科学省においては、今後、学識経験者等で構成される調査検討を行うための会議を設置し、確認試験の本格実施に向けて、

- (1) 確認試験の実施に向けた基本設計の改訂
- (2) 確認試験に関する試行試験の在り方
- (3) 試行試験の実施状況のフォローアップ

などについて調査検討を行うことを予定。

- なお、平成27年度の試行試験については政府予算案において必要経費を計上したところ。